

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

No	物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした 理由及び会計規程等の 根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率 (%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備 考
										公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の 区分	応札・応 募者数	
1	MELTz手指運動リハビリテーションシステム 一式 賃貸借	佐藤 晶 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 新潟県柏崎市赤坂町3-52	令和8年2月26日	FrontAct株式会社 東京都中央区新川1丁目17番24号	提供可能な者が一者である為。 (会計規程第52条第4項)	-	1,914,000	-	-	-	-	-	
2	人工呼吸器(V60)賃貸借契約	佐藤 晶 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 新潟県柏崎市赤坂町3-52	令和8年3月31日	橋本医科器械株式会社 新潟県柏崎市中央町7番7号	患者の生命にかかるものであり、メー カーあるいは代理店である事が望まし い為。(会計規程第52条第4項)	-	1,029,600	-	-	-	-	-	
3	経腸栄養ポンプ他1点の賃貸借契約	佐藤 晶 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 新潟県柏崎市赤坂町3-52	令和8年3月31日	株式会社カネコ商会 新潟県上越市頸城区西福島字本田 512-8	患者の生命にかかるものであり、メー カーあるいは代理店である事が望まし い為。(会計規程第52条第4項)	-	1,309,561	-	-	-	-	-	
4	BiPAP A40システム他8点の賃貸借契約	佐藤 晶 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 新潟県柏崎市赤坂町3-52	令和8年3月31日	クロスウィルメディカル株式会社 新潟県長岡市中之島1781-4	患者の生命にかかるものであり、メー カーあるいは代理店である事が望まし い為。(会計規程第52条第4項)	-	94,227,984	-	-	-	-	-	
5	人工呼吸器(IPV)賃貸借契約	佐藤 晶 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 新潟県柏崎市赤坂町3-52	令和8年3月31日	クロスウィルメディカル株式会社 新潟県長岡市中之島1781-4	患者の生命にかかるものであり、メー カーあるいは代理店である事が望まし い為。(会計規程第52条第4項)	-	1,079,628	-	-	-	-	-	
6	酸素濃縮装置 他1点	佐藤 晶 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 新潟県柏崎市赤坂町3-52	令和8年3月31日	帝人ヘルスケア株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞ヶ関コモンゲート西館	安全性の確保及び患者における操作 習熟性の観点から同一機器の継続使 用 が必要な為。(会計規程第52条第4項)	-	1,514,656	-	-	-	-	-	
7	ドリームステーションAuto 他20点の賃貸借	佐藤 晶 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 新潟県柏崎市赤坂町3-52	令和8年3月31日	クロスウィルメディカル株式会社 新潟県長岡市中之島1781-4	安全性の確保及び患者における操作 習熟性の観点から同一機器の継続使 用 が必要な為。(会計規程第52条第4項)	-	47,066,600	-	-	-	-	-	
8	MRI(Ingenia1.5T)保守契約	佐藤 晶 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 新潟県柏崎市赤坂町3-52	令和8年3月31日	株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南二丁目13番37号 フィリップスビル	製造メーカーのみ保守可能であり、他 に対応できる業者がいない為。 (会計規程第52条第4項)	-	9,570,000	-	-	-	-	-	
9	重症心身障害児(者)等理髪業務委託	佐藤 晶 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 新潟県柏崎市赤坂町3-52	令和8年3月31日	村山 弘之 新潟県柏崎市大字大広田83-4	提供可能な者が一者である為。 (会計規程第52条第4項)	-	4,488,000	-	-	-	-	-	
10	病理解剖受託検査業務契約	佐藤 晶 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 新潟県柏崎市赤坂町3-52	令和8年3月31日	国立大学法人新潟大学 新潟県新潟市西区五十嵐二の町 8050番地	提供可能な者が一者である為。 (会計規程第52条第4項)	-	1,540,000	-	-	-	-	-	

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。